

令和5年度

## 京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金 申請の手引き

- 申請期間：令和6年1月10日（水）～令和6年1月31日（水）
- 問い合わせ先：京都府医療・福祉施設経営改善等補助金センター  
（受付時間：上記期間中の午前9時～午後5時（土日祝を除く。））  
（専用ダイヤル 075-708-7249）
- 京都府ホームページ：  
<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/bukkakoutou/bukkakoutoutaisaku.html>

### 京都府健康福祉部

（令和6年1月10日版）

※内容更新する可能性がありますので、申請時は最新版をご確認ください。

## 交付金の概要

光熱費支援事業については、光熱費の高騰による府民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応するため、食材費支援事業については、施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて支援を実施します。

### 【交付対象施設・交付基準額 概要】

※1 国、地方公共団体その他公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1/2 を乗じて得た額を基準額とする。

※2 地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。

交付対象施設	光熱費支援	
病院又は診療所※1、※2 (医科・歯科)	病院・有床診療所 (6床以上)	1病床 20,000円 (※1 1病床 10,000円)
	有床診療所 (1～5床)	1施設 100,000円 (※1 1施設 50,000円)
	無床診療所	1施設 100,000円 (※1 1施設 50,000円)
助産所、施術所	1施設 67,000円	
歯科技工所	1施設 13,000円	
介護サービス事業所等 ※1、※2 (京都市域を除く)	入所系	定員1人当たり 12,000円 (※1 定員1人当たり 6,000円)
	通所系	定員1人当たり 3,000円 (※1 定員1人当たり 1,500円)
	訪問系	1施設 31,000円 (※1 1施設 15,500円)
障害者施設等※1、※2 (京都市域を除く)	入所系	定員1人当たり 12,000円 (※1 定員1人当たり 6,000円)
	通所系	定員1人当たり 6,000円 (※1 定員1人当たり 3,000円)
	訪問系	1施設 30,000円 (※1 1施設 15,000円)
私立の保育所等	定員100人以下	1施設 27,000円
	定員101人以上300人以下	1施設 80,000円
	定員301人以上	1施設 267,000円
薬局	1店舗 13,000円	

交付対象施設	食材費支援
病院又は診療所※1	1病床 6,400円 (※1 1病床 3,200円)
介護サービス事業所等 ※1、※2 (京都市域を除く)	定員1人当たり 6,400円 (※1 定員1人当たり 3,200円)

障害者施設等※1、※2 (京都市域を除く)	定員 1 人当たり 6,400 円 (※1 定員 1 人当たり 3,200 円)
--------------------------	--

## I 交付対象施設と交付基準額

### 1 交付対象施設

1 施設につき、申請受付期間中 1 回のみ申請が可能です。申請は、以下に掲げる業種区分ごとに、各施設等を運営する法人等がまとめて申請を行うことを原則とします。また、同一の事業所で、複数の業種区分・サービス種別を運営している場合は、別紙 QA をご確認の上、申請してください。

#### (1) 光熱費支援事業

光熱費の高騰による府民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて交付金を支給します。

業種区分	要件
病院又は診療所 (医科・歯科)	令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者。 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。
助産所	令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内で開設し助産所を運営する者。
施術所	令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内で開設し、保険診療を行う施術所を運営する者。
歯科技工所	令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内で開設し、歯科技工士法第 21 条第 1 項の規定による届出をした歯科技工所を運営する者。
介護サービス事業所等	令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあっては、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者。 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。
障害者施設等	令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者。 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。

私立の保育所等	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者。
薬局	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険薬局として指定を受けている薬局を運営する者。

## (2) 食材費支援事業

施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数の規模等に  
応じて交付金を支給します。

業種区分	要件
病院又は診療所	令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者。 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。
介護サービス事業所等	令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う食費の基準費用額が設定されている介護サービス事業所等（※3）（軽費老人ホーム及び養護老人ホームにあっては、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者。 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。  （※3） 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）
障害者施設等	令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護を運営する者。 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。

## 2 対象となるサービス種別等

### (1) 光熱費支援事業

介護サービス事業所等、障害者施設等及び私立の保育所等は以下の施設・サービスを対象とします。

業種区分	分類	サービス種別
------	----	--------

介護サービス事業所等	入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、(介護予防)短期入所生活介護(空床型を除く。)、(介護予防)短期入所療養介護(空床型を除く。)
	通所系	通所介護(通所型サービス(総合事業)を含む。)、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
	訪問系	訪問介護(訪問型サービス(総合事業)を含む。)、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援(介護予防支援を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
障害者施設等	入所系	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所(空床型を除く。)、宿泊型自立訓練
	通所系	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
私立の保育所等	保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設(居宅訪問型を除く)	

## (2) 食材費支援事業

介護サービス事業所等、障害者施設等は以下の施設・サービスを対象とします。

業種区分	サービス種別
介護サービス事業所等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護(空床型を除く。)、(介護予防)短期入所療養介護(空床型を除く。)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
障害者施設等	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護

## 3 交付基準額

### (1) 光熱費支援事業

※1 国、地方公共団体その他公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1/2 を乗じて得た額を基準額とする。

業種区分	基準額
病院又は診療所※1 (医科・歯科)	〔病院・有床診療所〕(6床以上) 1 病床 20,000 円 〔有床診療所〕(1～5床) 1 施設 100,000 円 〔無床診療所〕1 施設 100,000 円  ※ 歯科のうち障害者を診察した場合は、以下の加算を行う ①障害者手帳を所持している患者を診察した場合 1 施設 10,000 円 ②重度な障害者を診察して特別対応加算を請求した場合 1 施設 20,000 円
助産所、施術所	1 施設 67,000 円
歯科技工所	1 施設 13,000 円
介護サービス事業所等※1	〔入所系〕定員 1 人当たり 12,000 円 〔通所系〕定員 1 人当たり 3,000 円 〔訪問系〕1 施設 31,000 円
障害者施設等※1	〔入所系〕定員 1 人当たり 12,000 円 〔通所系〕定員 1 人当たり 6,000 円 〔訪問系〕1 施設 30,000 円
私立の保育所等	〔定員：100 人以下〕 1 施設 27,000 円 〔定員：101 以上 300 人以下〕 1 施設 80,000 円 〔定員：301 人以上〕 1 施設 267,000 円
薬局	1 店舗 13,000 円

## (2) 食材費支援事業

※1 国、地方公共団体その他公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に 1/2 を乗じて得た額を基準額とする。

業種区分	基準額
病院又は診療所※1	1 病床 6,400 円
介護サービス事業所等※1	定員 1 人当たり 6,400 円
障害者施設等※1	定員 1 人当たり 6,400 円

## Ⅱ 申請手続等

### 1 手続きの流れ

申請は「**交付申請兼実績報告**」による1段階方式です。

交付対象施設の要件、交付基準額等を確認のうえ、原則、交付金申請電子システム（WEB申請）にて申請していただき、困難な場合のみ、郵送にて申請してください。

また、原則法人ごとにとりまとめて申請をお願いいたします。

※申請者（法人等の代表者）と口座名義人が異なる場合は委任状の提出が必要です。WEB申請後、出力される様式に、法人の代表者等の印を押印した委任状の原本を郵送にてお送りください。

#### （1）WEB申請方法

- ① 以下の交付金申請電子システムにアクセスし、メールアドレスの登録を行ってください。  
（本システムは一時保存ができないため、アップロードに必要な提出書類等をすべてご準備いただいた状態で入力を始めていただきますようお願いいたします。）

##### 交付金申請電子システム（WEB申請）

<https://aadcc9e8.form.kintoneapp.com/public/00d0dbef6c0389274573921b9ebc90fedf5d83492bda1ec3820d7d5d2785aca9>

- ② 自動返信メール本文にある URL から申請ページにアクセスし、「申請者に関する情報」「誓約事項」「申請内容」「口座情報」「申立事項」などを入力してください。
- ③ システム内の「添付書類」に以下の書類をアップロードします。
  - ・振込先口座の通帳の「表紙」、「表紙裏の見開き」の写し  
（銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、口座番号が読み取れるもの）※申請者（法人等の代表者）と口座名義人が異なる場合、必ずWEB申請後、出力される様式に、法人の代表者等の印を押印した委任状の原本を郵送（簡易書留やレターパック）してください。その際、委任状欄外に、「電子申請完了メール」に記載される「事業者認識番号」を記載してください。（記入例をご参照ください。）
- ④ 提出書類チェックシートを活用して、記載内容や提出書類等を確認し、システム内の「確認」→「申請」をクリックします。
- ⑤ 申請後、補助金センターから登録したアドレスに「電子申請完了通知メール」が届きます。メール本文の URL から申請内容の確認等が可能ですので、メールを必ず保存してください。  
※アップロードした書類についても、後日問い合わせる場合がありますので、必ず保存してください。

※申請方法の詳細につきましては、「電子申請の手引き」をご確認ください。



## (2) 郵送申請方法

### ① Excel 様式の

「令和5年度京都府医療機関等物価高騰対策事業交付金申請書兼実績報告書（別記様式）」  
「口座振替依頼書」

に必要事項を入力し、印刷（委任状が必要な場合は押印）します。

### ② 振込先口座の通帳の「表紙」、「表紙裏の見開き」の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、口座番号が読み取れるもの）を用意します。

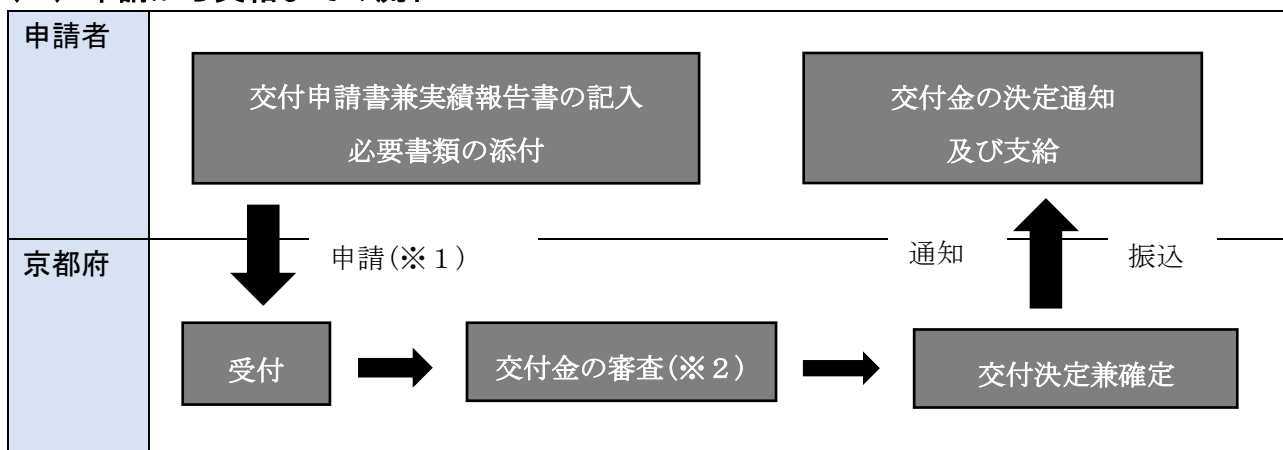
### ③ 提出書類チェックシートを活用し、記載内容や提出書類等を確認します。

### ④ 「中京郵便局留 京都府医療・福祉施設経営改善等補助金センター 医療機関等物価高騰対策係宛」に書類を郵送してください。

※簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。

※受理された書類は返却しません。

## (3) 申請から支給までの流れ



※1 原則法人ごとで取りまとめ、申請は1施設単位で行ってください。申請及び支給は1施設につき1回限りです。修正等の必要が生じた場合は複数申請はせずコールセンターへお問い合わせください。

※2 提出された申請内容について問い合わせを行う場合があります。「交付申請書兼実績報告書（別記様式）」に記載する連絡先（電話番号、メールアドレス）は、誤りなく入力・記載してください。

## 2 申請の受付期間

令和6年1月10日（水）～令和6年1月31日（水）

（WEB申請の場合、23時59分まで、郵送申請の場合、当日消印まで有効。）

なお、交付金は年度内の支払い予定です。



※ 申請書類に不備や必要提出書類に不足等がある場合、審査及び確認に時間を要し、交付金の交付手続きが遅れる場合があります。

※ 書類を郵送する場合は、以下の宛先まで、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。

<送付先> 〒604-8799 「中京郵便局」留  
 京都府医療・福祉施設経営改善等補助金センター  
医療機関等物価高騰対策係 宛

### 3 交付金申請に必要な書類

#### (1) WEB申請

提出書類	申請方法	留意事項
交付申請書兼実績報告書（別記様式）	システム入力	交付金申請電子システムにアクセスし、記入例を参考に入力してください。
口座振替依頼書（別紙）	システム入力	交付金申請電子システムにアクセスし、記入例を参考に入力してください。
※委任状が必要な場合 （申請者と口座名義人が異なる場合のみ）	システム入力 郵送	印刷・押印した口座振替依頼書（委任状含む）を郵送してください。
振込先口座の通帳の「表紙」、 「表紙裏の見開き」の写し	データ添付	銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、 口座番号が読み取れるもの。 通帳がない場合は上記が確認できる資料を添付してください。

#### (2) 郵送申請

提出書類	申請方法	留意事項
交付申請書兼実績報告書（別記様式）	Excel 様式入力 郵送	記入例を参考に入力してください。
口座振替依頼書（別紙）	Excel 様式入力 郵送	記入例を参考に入力してください。 申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状部分に記入・押印してください。
振込先口座の通帳の「表紙」、 「表紙裏の見開き」の写し	添付	銀行名、支店名、口座名義、口座名義（カナ）、 口座番号が読み取れるもの。 通帳がない場合は上記が確認できる資料を添付してください。

## 4 証拠書類の保管について

本交付金に係る以下の証拠書類について、交付決定日の属する年度の終了後、10年間保管してください。

なお、京都府職員による現地調査等の際に、以下の証拠書類が確認できない場合は、交付金の返還を求めることがありますので、不足のないよう保管してください。

①交付申請書類

②交付決定・確定書類

## 5 交付金の支払いについて

- 提出された書類を審査し、適正と判断された場合は、交付金交付の決定及び額の確定に係る通知を送付するとともに、指定口座に当該交付金を振り込みます。
- 申請は最新の手引き、Q & A等に従って申請してください。申請書類に不備、必要書類に不足等があれば、審査及び確認に時間を要し、交付金の交付手続きが遅れます。また、全ての必要書類が整うまでは、交付金は交付されません。
- 交付金の交付後に、申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、交付金の全部又は一部を返還いただきます。
- 本交付金は、予算の範囲内で交付しますので、申請件数によっては交付額の調整を実施する場合があります。